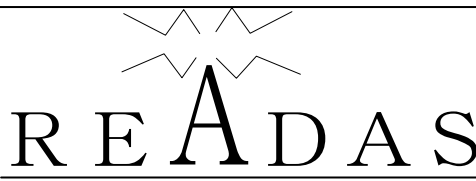


第 4616 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 11月 21日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

👉 帰宅旅費

Q：来年から給与所得者の特定支出控除が改正されるそうですが、帰宅旅費は認められますか？

A：次のものは認められます。

【解説】

給与所得者が、転任に伴って次に該当することとなった場合において、給与等の支払者によって証明されたもののうち、その者の勤務場所又は居所とその配偶者その他の親族が居住する場所との間の旅行で、運賃、時間、距離その他の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法によるものに要する運賃及び料金は、帰宅旅費として認められます。ただし、特別車両料金等及び航空機の客室の特別の設備の利用料金並びに1月に4往復を超えて旅行した場合のその超えてした旅行に要する運賃及び料金は対象になりません。なお、月をまたがって帰宅する場合に往復割引乗車券を購入したときは、それぞれの月に購入価額の2分の1に相当する金額の特定支出があったものとして計算します。

- ① 生計を一にする配偶者との別居を常況とすることとなった場合
- ② 配偶者と死別・離婚した後婚姻していない者や配偶者の生死が明らかでない者が次の者と別居を常況とすることとなった場合
 - イ. 生計を一にする所得金額の合計額が38万円以下の子
 - ロ. 生計を一にする特別障害者である子

